

2004年8月31日

各 位

株式会社小系製作所

米国連邦控訴裁判における特許侵害訴訟で勝利

株式会社 小系製作所(本社:東京都港区 社長:大嶽隆司)は、8月23日、特許侵害訴訟に関し、米国連邦控訴裁判所(CAFC)<sup>1</sup>より、勝訴判決を受けました。

小系製作所および同社の米国子会社ノース・アメリカン・ライティング・インク(North American Lighting, Inc. 本社:米国イリノイ州)(NAL)は、2002年2月11日、発明者ジェン・ソレンセン氏(Jens O. Sorensen)および特許管理会社ターン・キー社(米国サンディエゴ市)(Turn-Key-Tech L. L. C.)を被告とし、米国 特許非侵害・特許無効の確認を求め、米国 カリフォルニア州連邦地方裁判所(サンディエゴ地区)に提訴(DJ訴訟<sup>2</sup>)し、2003年7月15日、同裁判所にて小系製作所側の勝訴判決が下されました。(本件については、2003年7月22日にリリースいたしました。)

米国ターン・キー社はこの判決を不服として、CAFCに控訴していましたが、今回その判決が下されました。

CAFCの判決内容は、小系製作所およびNALの生産する自動車用ランプの樹脂レンズの製造方法が、ターン・キー社の特許を侵害していないという前記の連邦地裁判決を支持したものです。また、CAFCは、特許の有効性(自明性等)については連邦地裁へ差し戻しました。

小系製作所とNALは、ターン・キー社の特許を侵害しているとして、そのランプを搭載する多数の自動車会社を攻撃的とした、ターン・キー社の訴訟戦略に対抗し、顧客である自動車会社の訴訟に参加すると共に、今回のDJ訴訟で真正面から戦う道を選択した結果、連邦地裁に引き続いて勝訴判決を勝ち取ったものであります。

法廷闘争を好まない多くの日本企業は、この特許管理会社の訴訟による理不尽な要求に妥協し、高額な契約金を支払い、和解による解決の道を選択してきました。

小系製作所とNALは、この訴訟による法外な要求に屈することなく、逆に積極的に相手方に非侵害と特許無効を確認するDJ訴訟を選択し、勝つことが難しいと言われている昨年の陪審裁判で完勝し、今回CAFCにおいても、非侵害の勝訴判決を得たことにより、小系製作所及びNALの知的財産権に対する姿勢の正しさが証明されました。

1 CAFC: Court of Appeals for the Federal Circuit

2 DJ訴訟: Declaratory Judgment(確認判決) 特許権の有効性(有効又は無効)及び特許権侵害の有無を裁判所に確認してもらうために提起する訴訟

以 上

お問合せ先: 株式会社 小系製作所  
総務部 広報課 鶴田・松原  
電 話 03-3443-7111  
FAX 03-3447-1520